

第 6132 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 2月 4日 月曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 国際観光旅客税

Q：先月から、国際観光旅客税というものが課せられるようになったとか。どのような内容のものなのですか？

A：次のような内容のものです。

【解説】

国際観光旅客税とは、観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための財源を確保する観点から創設された税制です。国際観光旅客税は、原則として、航空会社等の国際旅客運送事業者が、チケット代に上乗せする等の方法で、本邦から出国する旅客から出国1回につき1,000円を徴収して、国に納付することとなっています。

この場合の出国とは、本邦(領海・領空)から外に出ることをいいますので、例えば、外国に向けて本邦内の空港から出港した航空機が本邦から出ることなく本邦内に戻った場合は出国には該当しません。なお、外国に向けて出港した船舶や航空機が本邦から外に出た後に、天候悪化や機器トラブルなどの事情により、外国に寄港することなく本邦に戻った場合は、国際観光旅客税は課されないこととなっています。また、航空機により本邦に入国後24時間以内に本邦から出国する一定の乗継旅客や2歳未満の者も国際観光旅客税は課されません。

この国際観光旅客税は、1月7日以後の出国から適用されています。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】